

## 令和4年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月9日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 〔 議案第 1号 八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 4 議案第 6号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7号 八雲町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第12号 令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

### ○出席議員（14名）

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1番 赤井睦美君      | 2番 佐藤智子君    |
| 3番 横田喜世志君     | 4番 大久保建一君   |
| 5番 関口正博君      | 6番 宮本雅晴君    |
| 7番 倉地清子君      | 8番 三澤公雄君    |
| 9番 牧野仁君       | 10番 安藤辰行君   |
| 11番 斎藤實君      | 12番 能登谷正人君  |
| 副議長 13番 黒島竹満君 | 議長 14番 千葉隆君 |

### ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長	竹内友身君	財務課長	川崎芳則君
併選挙管理委員会事務局長		建設課長	藤田好彦君
会計管理者	阿部雄一君	兼公園緑地推進室長	
兼会計課長		環境水道課長	佐藤英彦君
保健福祉課長	戸田淳君	水産課長	田村春夫君
落部支所長	佐藤尚君	兼サーモン推進室参事	
サーモン推進室長	田村敏哉君	学校教育課長	三坂亮司君
教育長	土井寿彦君	学校給食センター長	
		社会教育課長	
学校教育課参事	小林卓也君	兼図書館長	佐藤真理子君
		郷土資料館長	
体育課長	伊藤勝君	町史編さん室長	
総合病院事務長	竹内伸大君	監査委員	千田浩文君
総合病院医事課長	加藤貴久君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
消防長	大淵聡君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
八雲消防署庶務	今村幸一君	兼総合病院庶務課参事	
課長		八雲消防署長	堤口信君
		八雲消防署警防救急課長	河井治彦君

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼地域振興課長		熊石消防署長	藤村勉君
併熊石教育事務所長			
産業課長	吉田一久君		
兼サーモン推進室参事			

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

○議長(千葉 隆君) ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(千葉 隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に倉地清子さんと黒島竹満君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(千葉 隆君) 日程第2 一般質問を行います。

質問は、昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず、佐藤智子さんの質問を許します。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) おはようございます。今日は大きく三つ質問させていただきます。

一つ目です。高校前通学路に歩道を、と題して質問いたします。

文教厚生常任委員会で、アンケートを実施いたしました。子育てのアンケートでございます。そのアンケートの結果『子育てしにくさの項目』の第1位は、歩道のない通学路ということでございました。安心して子ども達が安全に通れる道路ではないという訴えが一番多かったわけでございます。私、高校前通学路にと言いましたけれども、歩道全般も含んでの質問ということで前置きしておきます。

そんな中で私が特に気になっているのは、役場付近のセブンイレブンから高校までの町道ですけれども、高校通り過ぎてからの道路も含んでいますので、そうイメージしていたら有り難いです。

私が町議になりたての頃、その道路脇にお住いのご婦人が「何とか歩道をつくってもらいたくて、高橋はるみ知事に手紙まで出したと、だけでも何も変わらないんだ」と言っていたのを思い出します。かなり前のことですが、その頃はまだ道道でした。東雲相生跨線橋ができたときに町道に移行したと記憶しております。

町道になれば自由度が高まるので、歩道を検討するという行政側の話もあったんですけども、その後も歩道設置の動きはありません。「八雲町交通安全計画書」の第2章に基づいて、歩道設置を決めるべきではないかと思えます。お考えをお伺いいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） おはようございます。佐藤議員の1つ目のご質問にお答えします。

議員ご指摘の歩道の設置や道路の拡幅などは、用地の確保や建物の補償などが必要となり、沿線住民の方のご理解とご協力が必要となることや、市街地部分については用地補償などで事業費が莫大となること、また、議員ご指摘の路線については、この先計画されております八雲市街地から新八雲駅へ向かう道道八雲北檜山線の道路改良や役場庁舎の移転により、交通動態の変化があるものと推察されることから、今後加速する人口減少・少子高齢化に向けた社会インフラの効率化・集約化による維持管理コスト縮減の取り組みの観点なども考慮しなければならないものと考えております。

そのため、そのほかの道路事業も含めて、必要性・有効性を見極めながら総合的に優先順位付けをし、事業実施の判断をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 町長がおっしゃるとおり、用地取得やかなり手間がかかる道路ではございます。それでまた、歩道が必要な通学路はあそこだけではありませんし、今道道として工事されている宮園郵便局あたりには道路ができるとともに立派な歩道ができるものと思っています。

それで、文教厚生常任委員会のほうでは、私みたいな歩道設置という意見は少数意見でして、時間を区切って道路が通らないようにしたらいいという意見のほうが実際に多いです。だからそういう措置ももちろん必要かとは思いますが。

それで、今ですね、東野小学校に国道から入る道が、今歩道設置工事をしていますが、町でやっているものと思いますが、あの歩道をつくるとなった経緯をお知らせしていただけますか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） おはようございます。東野の歩道の件ですけれども、あれも以前から教育委員会だとか、交通関係、警察さんも含めていろいろ小学校で合同点検ってやってるんですけれども、その中の一つとして、歩道設置できないかということで以前から要望があったんですけれども、たまたま数年前、付近の用地処理があって、たまたまそこを用地分けていただいたということで、数年前からいろいろ要望出されて検討していたんですけれども、たまたまそういう用地の処理ができたということで事業実施に踏み切ったということになっています。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 経緯のお知らせありがとうございます。随分前に少年少女ゆめ議会の中でも東野小学校の生徒さんが歩道が欲しいということを言っていた記憶がございま

す。本当に10年くらいかかってやっと実現できたのかなと思っております。

それで私が特に気にしているところはですね、小学校へ行く道というふうでもないですが、セブンイレブンのほうは通学路になっていませんが、高橋組のところから曲がるので、セブンイレブンのほうは通学路ということではないと思いますが、買い物に行くですとか、中高生なんかも必ず寄るようなところになっていると思います。町長がおっしゃっていた新幹線駅に向かう道路は、まだ5年くらい先になるのではないかと、そこがメインになるのはですね。その間に今1年生の子も卒業しちゃいますよね、その間に交通事故、今まで目立った事故はなかったわけですけども、親御さんの気持ちを考えたらやっぱり必要なところではないかなと思います。

またちょっと長くなって恐縮ですが、アンケートの中では、どこの町の歩道をどうしてほしいって具体的なものではないので、どこの歩道を指して危ないとかって言ってるのは、実際は掴めていないわけですよ。そこでどこの道路に特に必要だと思っているかの調査も必要かと思いますが、そういう調査を交通安全計画書というのは、まだ3年分残ってるわけですよ、この間にその計画書には歩道の設置についてちゃんと明確に書かれているわけですよ。だから今順次計画を立ててって話も町長から言われましたが、具体的に計画を立てて常任委員会のほうにも提示していただくとか、通学路なら総務のほうになるか文厚になるかよく分かりませんが、具体的に本当にその計画書に沿って実行できるような中身にしていきませんか。今の私の意見に対して思うところをお伺いしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、この歩道は私も大切なものだと思っています。先ほど佐藤議員から、今丁度セイコーマートから工事をやっています。大変遅れています。もっと早くできる予定でしたが、まだ数件検査の折り合いがとれていないところもあると聞いています。先ほど言ったとおり、歩道をつくるというのは大変簡単に行くと、さっき10年といいましたが先ほど言ったとおり、地権者がお金払ってでも譲ってくれる人もいますが、絶対譲れないって方もなかなかいます。これはなかなか我々が例えば常任委員会に説明して、ここから先にやりたいといっても、そう簡単にはいかない和理解してほしいと思います。

それと歩道をつくるまでもなくても、建設課とも歩道をつくるには先ほども言ったとおり、多くの地権者に影響がありますし、下手したら家の前がなくなる方もいますので、それぞれ下水を地下に埋めて、そこを歩きやすくするだとか、そういうことも常時検討しています。交通安全のほうも建設課もパトロールしながらいろんなところを見ながら検討しています。さらに八雲町内ばかりではなくて落部や東野、さらに熊石地域もやはり歩道のついていないところもありますので、それはやはり私も子どもを育てていくためには、歩道は必要だという認識していますので、ただただ常任委員会に説明して、それがまたできないと、なぜできないのかと突っ込まれますので、これからも常時やれるところから説明して進めて行きたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 確かに地権者の了解を得なければならないということで、私の言っていることに無理もあると思います。だからその折り合いといいますか、保護者の思いとやっぱり行政側が本気になってやるとなったら、なんかかんたやるとは思うんですが、そうではないのか。今町長がおっしゃったように、どこに本当に必要なのかというのを、町民一体といいますか、学校を通じてとか、PTAのほうからとか、そういう声も聴きながら、本当に危険な箇所を見極めていただいて、町民と相談しながら必要な歩道をとというものを付けて行っていただきたいと思います。それで先ほど文教厚生常任委員会の中では、時間を区切って、通れるところ、子どもが安全に通れるようにということで、これは教育委員会にも関わってくると思いますが、今回は教育長にお尋ねしていませんので、町長のほうからその辺の見解もお伺いしたいです。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、先ほど言っていた町が本気になって、昔と違ってなんかかんたは無理ですから、これは本当に個人の財産だとかいろいろな物が絡んでいきますので、そう簡単に町がやる気になったから、なんかかんたって、これは先ほど言ったとおり、理解を持っている方もたくさんいらっしゃいますが、一路線ここやるとなるとその前に一軒一軒聞いて、全部ある程度協力できるならゴーできますが、中には本当に難しい方もたくさんいらっしゃいますので、それと先ほど言ったとおり、無理くりって昔の話ではないので、できませんということでご理解をいただきたいと思います。

ただ我々も、先ほど時間の通学のときに片側通行だとか、さらに高校の前の通りである、今、国立側に迂回ができますので、あの辺に車を回すとかできるだろうと考えますので、これからその点も考えながら子ども達が通学に事故がないように取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） なんかかんた失礼いたしました。

では次の質問に移りたいと思います。二番目、生理用品をトイレットペーパーのように。

生理用品は、毎月500円から800円ほど、年間にすると1万円前後の費用がかかるものであります。

公共施設すべてに、トイレットペーパー同様に設置してはどうかというのが本当の願いであります。まずは、学校が率先して保健室ではなく、トイレの個室に設置することを求めたいと思っております。

道議会でも取り上げられ、北海道教育委員会では、生理用品の公費設置に関し、調査・検討の項目としております。

子ども達の安心と成長のために必要と思っておりますが、八雲町としてはどうお考えになるで

しょうか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 佐藤議員の2つ目の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家庭の経済的な理由で生理用品が購入できないなどのいわゆる「生理の貧困」問題は、女性の健康などに関わる重要な課題であり、児童生徒の心身にも深刻な影響を与えることから、その背景や事情に丁寧に向き合い、きめ細かい寄り添った支援が必要と考えております。

町内の小・中学校においては、生理用品が購入できないといった相談は現時点で寄せられていないと認識しておりますが、児童生徒が急に必要になったときに、保健室に常備しているものを提供している例は当然あります。

学校のトイレに生理用品を常備することについては、誰でも気兼ねなく自由に使用することができるメリットがありますが、常備期間が長くなることに伴う衛生面や生理用品の補充を含めた設置場所の管理方法への配慮が必要になることなどが課題として考えられます。

教育委員会としては、こうした課題を踏まえ、児童生徒一人一人が心身共に安定した学校生活を送ることができるよう、道教委が実施しようとしている生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の状況を丁寧に把握する手立てや、気兼ねなく養護教諭に声をかける雰囲気づくりに関する研修への参画を促すとともに、学級担任と養護教諭等が密接に連携して児童生徒を取りまく環境の把握と対応に組織的に取り組むことができるよう、校長会や養護教諭会と継続的に協議を行いながら、どのような施策や対応が必要であるかについても検討するほか、家庭の実情に応じた対応が必要となる場合は、生活支援や福祉制度などの支援につなげていくなど、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 検討していただけるということでしたが、それを本当に実施するかどうかは検討しなければ分からないと今の時点だと思いますし、何年かかかるのかもしれませんが、教育長としては、今お答えできないかもしれませんが、八雲中学校もトイレが新しくなるということですので、それをチャンスとしてとらえて、そのときに、まず中学校からという考えもあるかもしれませんが、個人の見解でもいいんですけども、いつ頃までにできたらいいなとか、そういうことは発言できますでしょうか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） いつ頃までにというご質問ですが、このことについては、先ほど申し上げました、今の現状ではそのような児童生徒においてそのような状況は見られないという現実問題がありまして、ただ先ほど申しあげた校長会とか養護教諭会と変化が起きてないかどうかしっかり私どもも日常的に連携把握しながら、必要が生じてきたという

場合には、そういった対応しなければならないと思います。

一つ、いつまでとなかなか難しいんですが、道教委がモデル事業を行うということが新聞報道でもございましたし、現実担当課でも考えているということでございます。高校と特別支援学校で行うということですから、直接小学校中学校にいかにか我々応用させていただくかという問題も一つあると思いますが、まず道教委の動き、こういったものを参考にさせていただくということと、現状周囲の町も始まりがどういうきっかけかというのがありますが、行っているところもあります。私としては社会的にどういう動きになっていくのかを見定めながら全体の中で、八雲町としてどう考えていくかというふうに考えております。帯広市が始めた、室蘭市が始めたとありますが、いくつかが始めたからというよりも、社会全体どのように動いていくかというところを見定める必要があるのかなと考えております。具体的にいつ頃と言えずに申し訳ございません。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) 今ちょっと無理な質問だったと思いますが、社会的な動きを見ていくということでした。

昨年の内閣府の調査では、7月の時点で全国これ学校だけに限らないんですけども、581の自治体が無料配布または検討しているということですので、1年以上経っていますので、さらに増えているとは思いますが。それでこの議会の中ではですね、三澤議員が再三にわたっているような場面で生理用品を無料配布というか、公費でというか、そういうことに近い発言を繰り返してされていたと思うんですけども、私やっと一般質問で気にはなっていたんですが、やっと取り上げたんですが、すごく身近なところでは函館市が学校に限らず、公的な施設で無料配布をするという、800万円くらいの予算でしたかね、そういう自治体もございますので、是非ですね、先進のところにも学んで実施の方向でいっていただきたいと思っております。

それで養護教諭の皆さんとのお話でしたが、保健の先生、養護教諭の会議の中で、今までにこういう内容に触れられたことってというのはありましたか。

○教育長(土井寿彦君) 議長、教育長。

○議長(千葉 隆君) 教育長。

○教育長(土井寿彦君) 養護教諭会の中で取り上げられたかっていうのは、私把握できていないんですが、養護教諭それぞれが自ら研修の場ということで、生理の貧困、こういった話題を扱う場合に研修で参加してくれているという情報でしかないんですが、そのようなことは把握しております。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) なかなかやっぱり恥ずかしいと思って、保健の先生に保健室に行けないですとか、買ってもらうにしても父子家庭だったら父親に言いづらいとか、いろいろな事情を抱えているお子さんももしかしたら今のところ八雲町ではそういう声がないって



子ども達からのそういう要望はないようですが、声に出せない子もいるかもしれませんので、アンテナを立てていただければと思います。

では最後の三番目の質問に移ります。オストメイト対応トイレの促進をということで質問いたします。

町内のオストメイト対応トイレの普及率はどのようになっているのでしょうか。

様々な病気で人工肛門を余儀なくされた方が、公共施設を利用しやすくするために、必要な設備を町内にも整えていくべきだと思いますが、どのように考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の3つ目の質問にお答えします。

オストメイトは、様々な病気や事故などにより、ストーマと呼ばれる人工肛門や人工膀胱をお腹に取り付けた人のことで、オストメイト対応トイレは、ストーマ装具や汚れ物を洗うための汚物流しや、汚れた腹部を洗うことができる水栓器具などを設けたトイレのことです。

町内の普及率は把握しておりませんが、町内で設置している施設は、調査した範囲で、八雲地方合同庁舎、ふれあい交流センターくまいし館、パノラマパークの各施設、八雲中学校、八雲高等学校、八雲総合病院、はびあ八雲のほか、家電量販店1店舗の計8施設となっています。

バリアフリー法ができる前までは、不特定多数の人が利用し、面積など一定の要件を満たす施設については、車いす使用者が使用可能なトイレの設置が義務付けられていましたが、2006年にバリアフリー法ができてからは、オストメイト設備の設置も義務付けられたため、比較的新しい施設については、オストメイト対応トイレが設置されています。

また、平成23年度には、オストメイトの福祉の向上を図るため、国の補助制度を活用し、「はびあ八雲」の障がい者用トイレに、オストメイト設備を整備したところです。

その他の公共施設は、バリアフリー法ができる前に整備されたものがほとんどで、障がい者用トイレは、車いすの使用のみを想定して設備が配置されており、オストメイト設備を追加で設置すると、車いすの回転スペースや出入口の幅などの設置基準を満たさなくなるため、設置は難しいものと判断しております。

現在は、バリアフリー法の改正により、車いすやオストメイト設備のほかにも、大型ベッド付きトイレや乳幼児連れ利用者に配慮したトイレなど、様々な機能が付いたトイレがあります。

今後は、新庁舎など新たな施設の整備や、既存の施設については、大規模な改修などを行なう際に、オストメイト設備も含めた多機能トイレの設置について、施設の利用状況や整備費用等も考慮しながら検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 前向きな答弁と受け止めます。町内に8施設あるということで、

正直思ったよりもあるなというふうな受け止めでございました。はぴあにあるということは町内利用しやすいつてことにもなると思いますが、やはり大規模な改修工事が必要だということですね。それで結構広い部分じゃないとできないということで、大抵は多目的トイレに設置されているものと思いますし、また、ちょっと人型の身体に下のほうに十字架のマークが付いているのがオストメイトトイレがありますっていう、そういうマークになっていると思いますけれども、これ多分無理だと思いますが、公民館の多目的トイレって利用されたことございますかね、ちょっと町長の範疇じゃないのかもしれませんが、公民館の多目的トイレって必要のない人は使わないでくださいっていう雰囲気か滲んでいるトイレで、なんか本当に使っちゃいけないのかなみたいな、そういうイメージなんですけれども、そんなことはないっていうふうに設置されているほうは思うと思いますが、利用する側はですね、公民館の多目的トイレって使う人いるんだろうかって感じなんです、公民館の中にね、オストメイトを今から用意するのは不可能でしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、先ほど答弁したとおりですね、このオストメイトを整備するのにかなりお金がかかるということです、今佐藤議員ご承知のとおり、役場庁舎、公民館等も計画設計に入っていますので、その中で整備を考えていくということで答弁していますので、今ですね、確かに必要な人がいるのかもしれませんが、多額のお金を公民館を改修するために出すというのは考えにくいということでご理解をいただきたいと思います。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） それと各種多目的トイレ、大きなストアとかにもあると思いますが、町が口出しできる部分は公的施設になると思いますが、案外、多目的トイレといってもやはり障害がある人と、お子さん連れやそういう人が多く利用するのかなということで、中には俺は全然関係なく使うよって人とか、僕も良く使っている方たちもいるかもしれませんが、男性も入りづらいなって思う人がいるかもしれませんよね、ちょっと話がオストメイトから反れますが、ネットなんかを見ますと、多目的トイレはみんなのトイレと、平仮名と片仮名に表示されているようなところも今あるんですよね、新しい施設でなければなかなかオストメイトトイレも一緒に多目的トイレに設置するのは難しいと思いますが、今までどおり法律で規制されているというところであれば、単なる多目的トイレではなくて、みんなが使ってもいいんだよって、そういう入りやすいような表示というか、そういうのも考えていただきたいと思いますが、ちょっとまだ先の話ですが、今の意見についてはどうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 多目的トイレについてもオストメイトトイレにしても、やはり八

雲町内の人だけが分かるんじゃないくて、全国的に皆さんが知らないと結局書いていても町内の人理解していても、ほかから来る方が使いやすいということもありますので、その辺は十分これから役場庁舎、いろんな公共施設を建てる時に協議をしながら進めていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) 保健福祉課のあるシルバープラザにおいては、設置はないんですよね。その辺は。

○保健福祉課長(戸田淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(千葉 隆君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) シルバープラザにオストメイトトイレの設置がないのかという質問かと思いますが、シルバープラザも町長の答弁の中にありました、バリアフリー法が改正になる前に建てられた施設ということで、車いすの利用者が十分に使用できるような設備の配置にはなっているんですが、当然はびあの補助のときにも確か検討した記憶があるんですが、今の配置の中にオストメイトの設備を新たに付けるとなると、出入口のきちんとした幅が確保できなくなるとか、そういった支障があって、設置できなかったというような記憶がございますので、現在はついておりません。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) 保健福祉課のほうに、これまでにオストメイト利用者で何か要望とか苦情って入った経緯などはないですか。

○保健福祉課長(戸田淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(千葉 隆君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) オストメイトを利用されている方の多くは、日常生活用具ということで、うちの課の窓口でストーマの申請をされている方が多いんですが、そういった利用者の方からそれに関する意見だとかは何っていないというふうに承知しています。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) 今、保健福祉課から特にそういう苦情や要望が出ていないということで、ストーマのほうの配布というか、そっちの支援をしているってお話でした。なかなか新しく設置するには、排水等いろいろ困難があると思いますが、シルバープラザも機能が違ってくるので、そこに設置ということにはならないかもしれませんが、町長がおっしゃっていたように、新しい施設を建てたり、大規模改修があるときには頭において設計にあたっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長(千葉 隆君) 以上で、佐藤智子さんの質問は終わりました。

○議長(千葉 隆君) 次に横田喜世志君の質問を許します。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） まだ10時半なので、おはようございます。よろしく願いいたします。

一つ目の質問、除雪についてお聞きしたいと思います。

また雪の季節となってきました。雪によって近所トラブルも増えてきます。町と町民間でもトラブルがあると思いますが、道路の雪は皆さん置いていってほしくないのが本音だと思います。前シーズンは車一台分の道幅しかないところが随所に発生してしまいました。そこで空き地や遊休地を一時堆積場として増やせないか伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは横田議員の1つ目のご質問にお答えします。

議員ご指摘の堆雪による道路幅員の減少についてですが、道路の排雪作業については通学路や幹線道路を優先して作業を進めており、そのほかの道路についてはパトロールなどにより道路状況を確認しながら排雪作業を実施しているところです。

しかし、降雪量や風の状況などによっては一時的に道路状況が悪くなる場合もあり、そういった場合には、その都度、部分的に対応をさせていただいているところであります。

また、議員ご提案の空地や遊休地を利用した一時的な堆雪場所を増やせないかということですが、現在、八雲町内全域で51箇所の民有地を堆雪場所として有効に利用させていただいており、非常に助かっているところがございます。今後も議員ご提案のとおり、堆雪場所として利用可能なところがあればご協力を要請するとともに、町有地・町管理地なども活用しながら効率的な除排雪作業に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 毎年のことなので、そうやって50数か所お願いしているということでも現状なわけです。なので、もう少し何とか頑張ってお願ひできないかと思ってるんですけども、昨今でもないですけども、空家の解体って補助のこともあって、それを使って解体していただいたところ、更地になっていると思うんですけども、そういうところにも優先的に使わせていただけないかだとかってということが可能ではないかと少し思っているんです。それで例年のことで今年も一件でも二件でもそうやって増える可能性があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 使っていない土地の利用ということで、町も努力して空き地を確認した場合は、声掛けさせてもらって毎年少しずつ増やしていっているのが現状です。また議員のほうからもそういう情報があればですね、逆にご一報いただければありがたい

と思いますので、常にそういう状況を確認しながらそういうところを利用するという考えを持っていますので、よろしく願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 個人の所有地なので、一時はいいよっていう話もあるでしょうけれども、できれば置きっぱなしにしたい気持ちもあると思うんです。そういうお話も含めて進められているのかどうかお聞きしたいと思います。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 当然ですね、やっぱり手間のかからないほうが良いと考えておりますので、まずは置きっぱなし、春の雪解け後もそのまま置かせていただけないかということでご相談するんですけども、なかなかそういった条件に合うところがなくて、やはり春になると置いていてもいいけれども当然ゴミ拾い、やっぱりちょっと手間がかかるんですけども、やはり雪解けになると水が出てくるので、そのときは持って行ってくださいということをご約束して土地の所有者と話をしながらやっていますが、当然ずっと夏まで解けるまで置かせてもらえるのが一番だと思いますので、よろしく願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 皆さんにそれをお願いしているというのは、日々努力しているんだらうと思いますが、その中で例えば、以前置かせていただいたところとトラブルになったところっていうのはあつたりするんでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） そういう大きな事前にお話をして、投げさせていただいているので、大きなトラブルは現在発生していないと承知しております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） それでは今後も遊休地や空き地をお願いして堆積して、なるべく除雪の雪を家の前に何とか置いていかない方向でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて二つ目の質問について進めたいと思います。ハラスメントの相談についてと題しまして、以前、ハラスメントの質疑がありました。マニュアルはできているということですが、マニュアルの配布・研修は、どのように行われましたか。

また、ハラスメントの相談窓口は総務課長ですが、役場内での相談は非常に話しづらと思います。

そこで第三者機関を八雲町でも活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の2つ目のご質問にお答えします。

八雲町における各種ハラスメントの取り組みとしては、平成26年に「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、その後、令和2年6月の国の法律施行及び国家公務員の人事院規則の整備などにより、八雲町においても同年8月に、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」の3つの指針を策定しました。

ご質問の「マニュアルの配布、研修はどのように行われたのか」については、策定した各種指針を、庁舎内のウェブ上で職員が見られる環境にしております。また、研修の開催については、10月に外部講師を招いて、役場、熊石総合支所、八雲総合病院の3会場で「パワー・ハラスメントに関する研修会」を実施し、指針の内容に関連した形で実施いたしました。なお、仕事などで研修会に参加できない職員もいることから、研修会を録画し、いつでも視聴できるよう対応したところであります。

次に、「相談窓口の第三者機関の活用」についてですが、指針の中で総務課長を総括相談員とし、相談員を総務課、八雲総合病院庶務課、熊石国保病院事務局にそれぞれ配置しております。相談者に十分配慮した窓口体制を心がけてはおりますが、一方で、職場内の同僚に相談がしづらいつと感じる職員もいるのではないかと推測されます。町職員の場合、職場内の相談窓口のほかに、公平委員会においても相談を受け付けることになっていることから、ハラスメントに関する啓発などにあわせて周知してまいりますので、よろしく願います。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 講師を招いて研修会をやったということですが、それに全員が全員ではないという内容ですね。それは参加できなかった方は録画を見ていただきたいと意見をいただきたいという話ですね。

それでもう一つあまり私聞きなれない委員会、公平委員会というのが今話出ていましたが、まず一つ目は研修を受けた段階で、それに対しての参加者の例えば受けたことに対する報告書というか、それを受けてどう思ったかだとかというものを取っているのかだとか、それから録画してその後のそれを見た方が何人いるのかというのが把握できているのかだとかいう部分と、公平委員会はどのような人達か。

○議長（千葉 隆君） 横田さん一問一答なので一問ずつ。

○3番（横田喜世志君） じゃあそういう研修に参加した方々の参加しての感想なりをとったのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 横田議員のご質問ですが、研修に参加できない方については、ビデオで見てもらうってかたちをとってございます。まず当日研修の参加状況ですが、参加人数が全体で85名でございます。それに参加できなかった方はビデオで見てもらうかたちですが、その動画の視期間が12月5日までとしておりますので、横田議員がおっしゃいました、動画がどれくらい視聴してるか、そしてどういう感想を持ったかについては、これから調査して結果報告をまとめるかたちになっております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 今の答えに対して、これからどうなったかを調査するということなので、それはいつくらいまでにできるんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 人事担当の仕事状況もございますが、年度内には完成させたいと思っております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） じゃあ、その中身というのはどこかで発表という分かる仕組みになるんですかね。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今年度はこういった研修会やる前に職員にもアンケート調査してございます。普段パワハラに関してどういう認識があるかだとか、相談窓口が設置されていることを知ってるかだとか、全体で25問くらい質問させていただいておりますので、それに関しては調査の結果を全職員に公表しているという内容になってございますので、今横田議員がおっしゃいました、今うちのほうで年度内で取りまとめる部分についても、取りまとめた結果を職員のほうに周知するというかたちをとりたと思います。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） そしたら、次さっきの発言で耳慣れない公平委員会というもの、この公平委員会というものの構成している中身を教えていただければと思います。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 公平委員会というのはですね、我々町や町村が例えば職員が処分を受けた際の申し立てや、そういったことを受け付ける機関ですが、今回のパワハラ等の相談に関してもですね、そういった公平委員会が受け付けることとなっております。当町の場合、渡島町村会のほうで、渡島の公平委員会を事務局持っていますので、そちらのほうに相談していただくというような流れになっております。

それで渡島の公平委員会については、各町で構成している内容になってございますので、どこの渡島管内の市町村、町しかないですが、町に関しては全部公平委員会が渡島で統一して事務局を町村会で担っているという流れになっております。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） この質問を考えるにあたって、若干事前にお聞きしたんですけども、その中で総務課長さんは私になってから相談は一件もないというお答えをいただいているんですけども、それ以前の課長さんのときはあったらしいです。なんだろう、そういうことからいったら相談しやすい人、しにくい人って言い方も悪いかもしれませんが、そういうのはないのでしょうか。だから全くそういうのを関係なく第三者委員会が必要なのではないかと私は思うんです。それで先ほどもそうやって公平委員会なりいるので、そちらでって話なんですけれども、民間ではそういう全く関係のない第三者委員会というのに委ねてるわけです。そうするとやっぱり相談しやすいわけですよね。そういう考えは全くないんですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） まず冒頭の横田議員の私になってから相談はないってご発言でしたが、私電話での記憶では、今年度に入っては相談はありませんということでお答えしたと思います。そこだけはちょっとお願いしたいと思います。実際に相談は過去にもありますし、日常的に例えばパワハラまで深刻な問題ではなくて、ちょっと強い口調で言われたとか、ちょっと暴言があったという相談も含めて相談は実際にあります。それらに関して私が総括の相談員なので聞きますが、私以外にも人事厚生係長や総務課長補佐、それも相談員としていますし、総合病院の庶務課長や熊石の事務長ですとか、そういったのが相談員にいますので、確かに職員の中には、もしパワハラを受けていたとしたら大体同じ職場内なので、そこで相談しづらいとかあるんですけども、人事担当部局やそういったところにまずは相談していただいて、それでも相談しづらいとなったら今言いました公平委員会とかがありますから、そちらのほうで相談してもらおうという流れがまず一つだと思います。

第三者機関の委託の話ですが、ちょっと管内的には、ほかの町でやっている事例があるかどうか調べたら、函館市については相談については外部委託しているということで、ただ相談を受けて報告をもらったら、あとのやりとりは市役所側と本人とやるという内容です。ほかの町は導入していない状況でございます。

それで今の状況から行くと函館のほうも委託はしているけれども相談はなかったという内容でございますので、今後うちで考えるとしたら、そういった状況やちょっと考えながら検討しては行くと思いますけれども、今現在はそういった相談窓口の流れがありますから、まずはそれをやっていただくと考えてございます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。



○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） じゃあ先ほどの総務課長に対しての発言は、ちょっと私の勘違いの部分もあったと思いますが、とりあえず今年度はなかったということですね。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 私も間違っていました。この間の電話の中では今はありませんということだったんですね。すみません、間違えました。今相談ありますかということだったので、今は相談ありませんということでお返ししました。すみませんでした。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 若干の思い違いなりがあったということで、そこら辺はそういうことで。

一応、そこまでの過度な感じの部分は今のところはないと。それで相談しにくかったら公平委員会というところを使って、そこで先ほど総務課長が話されたように、函館でも外部委託しているけれどもというのもありますので、とりあえず様子見てわけではないですが、職場へ相談しにくかったら公平委員会へという話なので、そこは今後の動向を見させていきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩します。11時15分再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます、横田君の質問を許します。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 先ほどに続いて三つ目の質問に入らせていただきます。

二海サーモン養殖事業についてをお伺いします。

11月15日から行われた二海サーモン種苗生産施設から海面養殖生簀への幼魚（種苗）の移動作業を見学させていただきました。

今回初めてのことで、いろいろ試行錯誤したとお伺いしました。

今回行った種苗生産から海面養殖への移動作業に関して、反省点やら改良点などがあればお伺いしたいと思います。

また、残った種苗は販売すると聞きましたが、数量と単価を教えてくださいたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは横田議員の3つ目の質問にお答えします。

11月15日から5日間にわたり、熊石サーモン種苗生産施設で育てたサーモン幼魚約1万尾を初めて熊石漁港に運搬し、12時間かけてサーモン幼魚を海水に馴らした上で、20mの円形イケス2基に、各5千尾ずつを放流し、海面養殖を開始したところであります。

今年度は、初めての取り組みとなりましたが、種苗生産施設の職員、熊石総合支所の職員も作業に徐々に慣れ、コツを覚えながら取り組みを行っていましたが、今回の種苗生産施設から海面養殖への移行作業の経験を踏まえ、サーモン幼魚を海水に馴らすのに適切な時間や、更なる効果的・効率的な作業工程について、引き続き研究し検討を行ってまいります。

また、今年度育成した約2万尾のサーモン幼魚のうち、八雲町において約1万尾を海面養殖で使用し、残った幼魚については、現在、販売も含めて検討しているところでありますので、よろしく願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） はじめてでいろいろやって、今後それをもとに改良していくということです。それでそれはいろいろな方法がありますので、何ともあれですけれども、今残った種苗というものに対して検討していると。基本的にもう既に海面養殖いった時点で700グラムに達しているような話をお伺いしておりますので、検討している段階での幼魚はさらに大きくなってしまいますよね。それらは、例えば他の業者というか各地海面養殖や陸上養殖をしておりますが、そういう販売先なりがないと売れ残るというか無駄になるという話になると思うんですけれども、その辺は今検討している中のどれくらい進んでいるのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、あくまでも今試験をやっている状況であります。それでこの幼魚を育てる中에서도ですね、小さいものはですね、八雲の飲食店のほうにですね、無償で提供しながら何か良い商品ができないか、この幼魚についても販売も含めてというのは、また育ちながら幼魚が700g1kgになった場合にですね、またどこかの店で無償でやって、これをまた町の産業の一つとしてならないか、試験ということでもありますので、お金をどうしようというよりもこれからの中間育成、さらに海面養殖の準備をしているということでご理解いただければと思います。

それとこれの売りについても我々としてもしっかりとですね、考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） ということは、二海サーモンというブランドにならないものが今約1万匹いるということになりますよね、それを町内業者や飲食店なりに無償提供っていう話ですけれども、それは二海サーモンブランドになるんですかね。とりあえず試験、

試験と言っているんだけど、現実に予定からすると、卵が1ロット10万粒入ってくる予定もありますし、その先も考えれば今の段階で、例えば販売するなり何なりするという方向がないと、無駄が多いような気がするんですけども、例えば今回はその海面養殖に至らなかったやつを町内の飲食店なりに配って、その次それを販売方面へ持っていけるのかだとかいうのを考えないとなんかと思うんですけども、そういうのも頭にあつての話なんでしょかね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） まずですね、この二海サーモンブランドというのは、熊石の海で育てた、大体3キロから3.5キロで二海サーモンと我々認識しております。例えば幼魚を飼っていて、例えばの話ですが、奥尻で育ったのは二海サーモンとはなかなか呼べないのではないかと。奥尻は何だかって名目でやっています。更に幼魚を買ってやっています。ましてやこれから中間育成のこの残っているのはですね、二海サーモンということではブランド化では売れると考えていません。あくまで中間育成の試験でやっているということでもあります。無駄になるということはないということで考えていますので、ただし、これをどうするかというのは今検討しているということで、必ず無駄にならない。10万尾を明日入ってきてふ化しますが、かといってすぐに大きくなるわけではありませんので、横田議員ちょっと施設見たか分かりませんが、ふ化したものは来年の春に手前の幼魚、稚魚の池に入ります。それである程度大きくなると左側の池に入って、今の幼魚は左側の池に入っていますので、池がたくさんありますので、ある程度我々も特に今いる場長はその辺のプロですので、その辺はしっかりとやりながらやっていきたい。ただし、横田議員さんが心配している無駄になるようなことはないということで今考えながら進んでいますので、ご理解をいただきたいと思います。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） 心配が先だと言ってしまっているのかもしれませんが、現実ね、事業として、第三セクターもどきっていうのに私自身が不安感があつて、どうしてもちゃんと儲けを確実にというのを求めている部分があるんですよ。それで先ほどの無駄になるとかっていう話になってしまうんですけども、町長曰く今のところ無駄にしないということを感じるしかないですよ。ということで無駄にしないようにやっていっていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（千葉 隆君） 以上で、横田喜世志君の質問は終わりました。

次に、赤井睦美さんの質問を許します。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 最後です。二点お願いします。ごみの減量化と活用を、というこ

とで、4項目お願いいたします。

令和2年に同じテーマで一般質問をさせていただきました。その後の進捗状況も含め、次の4点についてお伺いします。

①生ごみの分別はどの程度進み、町民の間に分別の重要性がどの程度認識されてきたでしょうか。そして、今後の取り組みについて教えてください。

②ごみの減量化については、子ども達にも十分意識することで、実践してもらえと思っています。以前の質問で、子ども達も巻き込んで取り組むとの答えをいただきましたが、その後の取り組み状況を教えてください。

③乳児用・介護用の紙おむつのごみが、今後さらに問題になるということで、富良野市に視察に行き、今後研究するとの答弁をいただきましたが、その後の研究成果と取り組みをお伺いします。

④今やプラスチックごみは世界的な課題で、2050年には魚の量より、プラスチックごみの量が上回る海になると言われています。日本でただ一つ、日本海と太平洋の二つの海を持つ八雲町として、今後どのような対策をお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の1つ目のご質問にお答えします。

1点目の生ごみの分別収集量でございますが、令和元年度の実績は、個別収集が105t、事業所収集が67t、計172t、令和2年度の実績は、個別収集が106t、事業所収集が46トンに減少し、計151tでありました。事業所収集が減少した要因は、コロナ禍による飲食店などの生ごみ排出が減少したものと考えられます。

令和3年度の実績は、個別収集が110tで前年度対比4トン増量し、事業所収集が54tで前年度対比8t増量し、計164tで回復に転じてきております。

令和3年度の個別収集が増大した要因は、八雲衛生協会が生ごみ分別推進事業として、ごみの減量化、リサイクルを推進することを目的に、協会加入町内会に1世帯10枚を無償配布した結果、新たに分別を試みた世帯数の増加によるものと考えられます。

生ごみ分別収集につきましては、平成24年10月から八雲地域の市街地限定で開始されましたが、手間をかけて分別して排出する世帯が固定化していると考えられます。原因といたしましては、生ごみを排出する際の注意項目として、水切りをしていただくことや、二重袋での排出禁止、異物混入の不可などの制限があることで、分別に手間がかかることや、特に夏場では腐敗しやすく、臭いと保管方法に分別の難しさがあると考えられます。

今後の取り組みにつきましては、市街地のみを限定で収集しておりましたが、市街地と同様に1週に2回収される国道沿いや落部地区などが実施可能かどうかを検討し、収集地区の範囲拡大をしていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

2点目のご質問にお答えします。

ごみの分別と減量化の学習につきましては、これまでは複式小学校4年生が社会科見学を行ってまいりました。令和3年度は、野田生中学校1年生による総合的な学習の中で、「S

DGs 持続的な社会に向けての開発目標の観点から八雲町を考えること」をテーマに、ごみの処理状況、リサイクルの現状についての学習会を行いました。令和4年度は、複式小学校4年生の社会科見学のほか、新たに八雲小学校4年生による社会科見学では、ごみを分別することによって、資源物がリサイクルされて製品になり、ごみの減量化に繋がっていく仕組みを職員が説明しました。今後につきましても、学習機会の場を継続して設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目のご質問にお答えします。

富良野市では、使用済み紙おむつのリサイクルとして、「北清ふらの株式会社」が所有する紙おむつ燃料化装置で破砕、乾燥したフラフを燃やせるごみに混ぜ合わせて固形化燃料を製造し、札幌市の事業者に卸しております。ただし、処理コストが1tあたり6万2,700円であり、渡島廃棄物処理広域連合の負担金が1トンあたり4万3,700円の試算により、1万9,000円のコスト高になりました。

令和元年11月15日に、「北清ふらの株式会社」が来庁し、廃棄物から製品を作るには、製造工程が多く手間がかかり、コストが増大して黒字にすることが難しく、採算が合わないのが実態でありました。使用済み紙おむつの燃料化につきましても、おむつは水分を含むと重量と体積が増え、機械燃料、運搬コストが増大いたします。完成したフラフは少量であり、必要な量の紙おむつの確保と固形化燃料の卸し先の確保が必要であるとのことでした。

富良野市は、民間企業が新たに機械を導入して、別な方法で使用済み紙おむつの再資源化の実証試験を実施する計画でありますので、内容は現段階で明かされておきませんが、今後実用化されましたら研修視察を計画したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4点目のご質問にお答えいたします。

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、大きな社会問題になっております。八雲町の海岸においても、プラスチックを中心に海岸ごみが漂着し、町の景観が損なわれております。八雲地域の海岸清掃につきましては、漁業者やボランティア団体が前浜や漁港周辺を毎年清掃しておりますが、今年度につきましては、町は海岸管理者である北海道、八雲町漁業協同組合と連携し、漁業者、事業所、ボランティア団体に呼びかけ、6月5日に山崎、黒岩区間の海岸清掃を実施したところであります。熊石地域の海岸につきましては、クリーン熊石運動推進委員会が年2回クリーンアップ作戦として、各町内会と事業所が主体となって前浜の海岸清掃を実施しております。

来年度につきましては、八雲地域の海岸清掃では、さらに多くの漁業者やボランティアの参加を募集いたします。ごみの中には、漁場から発生した浮き球やプラスチック、町内の川から流れ出たペットボトルなどが漂着しておりますので、実際にごみを拾うことで、「自分たちの町の海はみんなできれいにしよう」といった意識を高めていきたいと考えております。

また併せて、町内土木業者による回収運搬処理業務も計画し、海岸漂着物対策に係る補

助を有効に活用しながら、2つの海岸環境の美化と保全を図るよう計画してまいりますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 以前の質問のときにリサイクルセンターのやっている担当者っていうんですか、会社が今ちょっと変わるので、変わったら堆肥化ももっと順調にいくってお聞きしたんですけれども、今それは順調に進んでいるんでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 鉛川のバイオマス。

○水産課長（田村春夫君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） ただ今の3年くらい前ですか、バイオマスの利活用施設の運営主体はバイオマスリサイクル協同組合で変わらないんですけれども、実際に処理を行っている事業者が変わったと。そういった部分で変わった経緯というのもあるんですけれども、生ごみの処理については、従来どおり予定どおり受け入れながら処理を行っているということでございます。

ただ生ごみの受け入れ量が、この間下がってきたというのは事実でして、その経過というのはコロナ禍の影響により、町内の飲食店、ホテルからの排出量が減ってきていると認識しております。

あと順調にいったるかどうかの部分については、以前の事業者もですね、ちょっといろいろありまして、事業者が変わったという部分もありまして、全体的にはホタテのウロの関係とか付着物の関係とかが、なかなか処理が上手く進んでいないという部分がありまして、その辺の状況については、新しく事業者が変わっても同じ状況であります。その辺できるだけ順調に進めるように、ホタテの養殖事業に影響がないように進めておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） ぼちぼちということですね。それで先ほど生ごみの袋を10枚無料で配布したために、一般家庭の生ごみが増えたというのはすごくよかったです。元々の目標値から見て、随分近づいてきているんでしょうか。

○水産課長（田村春夫君） 議長、水産課長。

○議長（千葉 隆君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） バイオマス施設ですね、生ごみの受け入れ量の目標値というのが、ちょっと今手元に資料がないのですが、当初の計画では800tくらいだったと思いますが、昨年時点の受け入れ量が200tを切っているような状況ですので、そう考えると目標よりは少ない数値になっているという状況でございます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) さっき町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり匂いが気になるのと、私も20人くらいのお母さんに聞いてみたんですけども、匂いが気になるとか毎日出せるわけじゃないので、夏とか家に置いておくのが大変とか、二重の袋が大変ということを出してない人が結構いました。

それで今、神奈川県や福井県の中学校とかで、微生物で分解するコンポストみたいなもの、もうちょっと頑丈なやつ、それを取り入れている学校があって、そこはザルでぎゅうぎゅう水を搾らなくても、ザルでだいたい水を切った程度の物を入れるとそれが分解されて、その分解されたものが自然に畑に浸透していくと、それで他所のある地域では浸透していった栄養でバナナやカボチャを育てた実績があるんですけども、やっぱり学校もうちは給食センターで学校から出てくるということはないでしょうけれども、そういう今丁度微生物でできますというのがあれば、それは写真でしか見てないんですけども、割と簡単な穴を掘って埋めるだけなんです、私は袋を配って生ごみ集めるよりは、町内のどこかに2、3分歩くとそこに毎日捨てられるって、私はコンポストあるから毎日そこに捨てますが、そういうのをアパートとかでコンポストをつくれな場合は、町内会にそういうのがあると出しやすいんじゃないかと思うんですね。ですから生ごみの袋を無料で配るのももちろんいいと思うんですけども、どこかで試験的にそういう業務用コンポストみたいな感じで埋めて、そこに歩いていって入れていくと堆肥になって浸透していきますというのも実験的に使うことによって、もうちょっと進められるんじゃないかなと思うんですけども、そういう実験はいかがでしょうか。

○町長(岩村克昭君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克昭君) 赤井議員ですね、大変私はいいと思います。今言ったとおり町内会は大変私も住んでいます、1か所に集めると結構いろんなトラブルがあると聞いていますので、集合住宅やそういうところで試験的にやるとか、また私も調べたところですね、ちょっと家庭よりもコンパクトなものがあると聞いていますので、その辺もう少し我々としても研究しながら、確かに生ごみが減るとごみの処理費がぐんと安くなるというか、低下しますので、十分補助を入れても間に合うと、補助金を出しながら家庭やそういうところで整備するのは間に合うと思いますので、少し検討しながら試験的に始めたいという、私が始めたいといったら担当課が困りますが、少し前向きに考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) 長野県はちょっと京都府に負けてしまいましたが、ずっと連続ごみ1位だったんです。ごみが少ない。それがゴミ出しません袋っていうのがあって、生ごみを入れていないごみ袋、燃やせる。それをタダで年間50枚、生ごみ入れない人には配りますって制度があって、それでみんな生ごみ入れずに燃やせるごみだけ入れて生ごみをちゃんと分別するってそういう制度もあって長野県出身の人に聞いたら、お里帰りするとご

みの分別に実家がすごくうるさいと、それを入れなくて、これを入れなくて、やっぱりそこまで徹底してみんなでごみを少なくしていこうって取り組みは、これから大事だと思うんですね。さっき、町長もおっしゃっていましたが、私は町長のように儲ける施策は全く考えられませんが、出さないようにできるだけ無駄なお金は使わないって、ごみの処理費はできるだけ抑える、そこには町民の協力も本当に必要なので、そういうことを生ごみが出しにくいならその出しやすい方法を考えるしかないのかなって、是非それは例えば高齢者施設の近くに埋めるだとか、いろいろ考えながら実験していただきたいと思います。

次に学校の取り組みですけれども、先ほど複式学級とか八雲小学校の4年生が社会科の見学したり、中学生が話していましたが、いろいろ調べたらやっぱりSDGsと結び付けて、それで10月はSDGsの中の食品ロスを減らすって月らしくて、いろんな学校で給食を食べ残さないとか、それから人参や大根の皮を使った料理をすとか、それから食べ残したご飯って、手付けてない汚くしていないご飯でおせんべいを作るとか、子ども達も家庭科やら何やらで利用して、いろんな取り組みをして、学校でこういうふうになると生ごみが減るということが分かると、やっぱり家に帰ってからお母さんに言うんですね。ですから先ほど中学校ではすでにやられてるとおっしゃっていましたが、SDGsとくっつけながら考えていってほしいし、そういう取り組みで例えばですけれども、野田生中学校こんなに頑張りましたよだとか、そういうのをたまに広報とか議会広報でも取り上げたいですが、みんなでこういう方法があるんだって共有できたら、もっと子ども達が積極的にやってくれるんじゃないかと思うので、今はやられてるということで、それを更に進めたいと思います。

それで紙おむつなんですけれども、富良野市は処理量にお金がかかっているということで、ちょっとこれを聞くと辞めたほうがいいのかなと思ったんですが、幌延町は近隣の5町で9億円かけてペレットにする機械を買ったんですね。多分富良野と同じかもしれませんが、集めてきた紙おむつを入れて、木を入れてペレットにしてそれは幌延の高齢者施設のお風呂のお湯のボイラーに使ったりそういうふうにしてみたいですが、9億円の機械ももちろん高いのですが、近隣町と力を合わせてやると私はもうちょっと進めて行けるんじゃないかって、だから富良野だけではなく、もう少し幅を広げて見ていただきたいなと思います、その辺はいかがですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に私もですね、富良野を見てきましたし、いろいろ特に高齢化するときにですね、紙おむつは多分私も世話になるかなと思ってこれは必要だと思っています。今赤井議員さんが提案されている近隣だとか何町でやるというのは今まで考えたことがなかったので、少し1町でやるのは量だとかの問題もありますので、何町か今6町でいろいろ検討していますので、その辺も含めて少し勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。



○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) 九州地区のほうではリサイクルして分別して、おむつを作っている会社と連携して、新しいおむつを作るという取り組みをしているので、八雲町にとって何が一番お金を使わずにできるかを検討していただきたいと思います。

4番のプラスチックですけれども、聞いたところによるとペットボトルが今すごく人気があって、3年度は150万円町で収入が入ってきたと聞きました。それでその他のプラごみが逆にお金を払って処理してもらっていると聞いたんですけれども、このペットボトルの150万円入ってくるのはいいんですけれども、その先その業者さんが何処にそれを渡して、そのペットボトルはどうなっているかというのはまだそこまでは分からないとお聞きしたんですけれども、今昔は中国とか受け取ってたけれども、今そういうのはいろんな東南アジアは拒否されているので、不法投棄されている場合もあるんですね、それでこの前新聞にも載っていたんですけれども、函館で障がい者とか病気を持つ人のファッションショーがあって、八雲からも3人出たんですが、そのファッションショーの服はペットボトルで作ったドレスだったんですね、それでその会社の方がいらして、ペットボトルの回収を会社が全部引き受ける、だからボックスも全部会社が置いて、だから町民からしたらペットボトルの袋は買わなくても、そのボックスに入れるといいんですね、それで町も改修も全部会社がするので、それを全部任せてくれたらもちろんペットボトルに対して百何万ってお金は払いませんが、改修も全部してくれてTシャツなどに変わったものを販売するって形になってるみたいですが、そういう方が函館のファッションショーにいらしていましたが、そういう方とも連携しながら、本当にペットボトルがちゃん不法投棄されなくて、いかされているという安心感をもとに取り組むということも大事かなと思うけれども、今後その150万円が入ってくるとなると、もっとペットボトルは値上がりするみたいですが、そういう取り組みの検討の余地はありますか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 確かにペットボトルの場合150万になっていますが、その手間だとかを考えたら確かに服とか作っているっていろんなもので、ニュースなどで聞いたことはありますが、近くの函館でやっているというのは初めて聞きましたので、その辺を少し勉強させていただきながら考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) お金がかからなかったら町民も袋を買わなくていいと思います。でもやっぱり基本はなるべくペットボトルを買わない、売らないが大事だと思っています。

それでペットボトル以外のプラごみですが、いろいろ調べたら今朝の新聞に、森町がホタテとコンクリートをつくったって、他所の町でも大学と提携してプラごみとコンクリー

ト作ったりアスファルトつくったり、コンクリートは割と利用しやすいみたいで、いろんなコンクリートの種類を見たんですけども、ニュージーランドで廃棄されたプラごみ、汚れも何にも取らないそのままただ破碎して、それをもとにコンクリート作ると重さも凄く軽くなるし、それから耐震性というのか耐久性というのかすごく強いんですって、今のコンクリートよりも。それでニュージーランドも地震のある国なので、それで建てた家を実証したんですけども、日本と同じように地震国だけれども耐えられる。それが今マレーシアやいろんな国でプラごみを粉碎して作るコンクリートを利用して安く、本物のコンクリートよりも少し安くなるので、安く取り入れてるって話も聞きました。実際にもちろん見たわけではありませんが、是非そういう情報を集めて13万円払って処理しているプラごみが安いコンクリートに変わっていくなら、こんないいことないと思うので、そこら辺も研究していただけますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員ですね、このホタテは我々は今アスファルトに混ぜてということで研究というか考えていました。特に役場庁舎の駐車場とかにこのブルーカーボンにもなるという話を聞いていましたので、今、メーカーと話をしている最中でありませう。

さらにプラスチックのプラごみもそうなる私もちんちん聞いていましたので、これから我々と民間企業とちょっと相談しながら、その辺は研究するのに値すると思いますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 割と処理にお金をかけるというか、使わなくなったプラごみ、それこそ海岸のごみを拾って思いましたが、本当に汚くてそれに洗浄するのは絶対にありえないことで、だけどニュージーランドの機械は洗わなくても何もしなくてもいいということで、私はこれが一番便利だと思って見ていたので、一度見てみてください。

では二問目にいきます。人口減少に向けて、情報共有・課題共有を。

日本全体が、今まで経験したことのない少子化・人口減少に向かって突き進んでいます。八雲町も毎月の人口が減少していることは分かりますが、それによって10年後、20年後は、どのような状況になっているのでしょうか。今とは違った課題が出てくるとは思いますが、是非、小中高生を含めた町民と共に、以下に記すような事項を情報共有・課題共有しながら、少しでも改善できるように、10年後、20年後、そして未来のまちづくりについて、話し合いの場をつくっていきませんか。人口減少により、みんなで知恵と力を合わせなければ、元気な八雲町を維持できないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員の2つ目のご質問にお答えします。

国の研究機関である「社会保障・人口問題研究所」では、八雲町の2030年の将来人口を

1万2,342人と推計し、これを2020年の国勢調査結果の1万5,826人と比較しますと、10年間でおよそ3,500人減少する予測となります。

このような人口減少に歯止めをかけるため、当町ではこれまで子育て支援や移住定住対策など多方面にわたる施策を講じながら地方への人の流れを強化してまいりました。

また、今後におきましても一次産業をはじめとした地場産業の振興を図りながら、若者が就業できる環境を整え、担い手確保と人材育成に努め、特効薬とはなりません、今考えられる施策を地道に粘り強く続けていくことが人口減少の抑制につながっていくものと信じております。

いずれにいたしましても、地域課題の解決や活性化を図っていくためには、住民の意見や提案をしっかりと受け止める体制づくりが重要であると考えております。

そのため当町におきましては、町政への積極的な参加を促す「自治基本条例」を制定し、町民、議会、行政が情報を共有し、町民の主体的な参加のもとまちづくりを進め、これまで様々な施策においてパブリックコメントの募集、意見交換のほか、各種審議会委員の公募や会議の公開などにより、広く町民参加を募り、互いに知恵と力をあわせながらまちづくりを展開してまいりました。

現在ではこうした一連の取り組みも町民に浸透し、日頃から情報の共有化も図られ、そこで得た様々な意見やアイデアを各種施策に反映させていただいているところでありますが、議員おっしゃるとおり、次代を担う小中高生との話し合いの場や、参加しやすい環境を整えていくことは大切であると考えております。

今後は各課が進める施策等の内容にもよりますが、若者が参加しやすい情報交換の機会やSNS等を活用したアンケート調査を導入するなど工夫を凝らし、また、行政側からだけでなく出前説明会などのように町民から要請があれば喜んでお伺いさせていただきますので、こうした利用啓発も図りながら、町民の積極的な町政への参加を促し、将来にわたり元気な八雲町を維持していけるよう頑張っていきたいと思いますので、議員皆様のご協力についてもよろしくお願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 議会でも中学生高校生と4、5回取材でお話したことがあったんですけども、そのときにやっぱりどんな町がいいと思いますかって話をしたときに、こういう町がいいって意見が出てくるんですが、私も失敗したなと思うんですけども、札幌市では学びまくり社って民間で作っている団体、行政も入っていますが、そこで、こうなってほしいではなくて、こういう町になるために、私はこれをやりたいってそういう話し合いを年間ずっと通して、いろんな業界の人達も入って絵本作家やカフェオーナーや大学の先生や行政の方や、それで高校生とともにこんな町になるために私はこうしていきたいって、年間で一個ずつ実現していくんだそうです。こういうふうに自分のこと、人口減少は自分のせいではありませんが、町の人達が減っていても自分たちはそのとき二十歳、三十歳になってるわけですから、そのときにこういう町になっていたらいいなって、その

ために今からこういうことをしていこうって意識づくりは大事だなと思って、こういうやり方を私たちもしていかなければならないって思ったんですが、町長もコロナの前は中学生とお話合したと思いますが、その取り組みを今後どのようにいかしていこうとお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この小学生、中学生、高校生と、やっぱり若い人の意見はこれからの町づくりに重要だと思っています。特に私たち今良い機会で捉えているのはですね、やはり新幹線ができるということで2030年を目指していますので、これもまだ予算は通っていませんが、来年からは2か年かけて計画を進める予定ですので、その中には子ども達と意見交換しながら、また町民と意見交換しながら、二年間かけてまとめていきたいと。

更にまたこのコロナも、多分ですね、かなり行動もできる状況に来年度からなると確信していますので、しっかりと話し合いをして進めていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 加古川高校ってところがあって、加古川市と高校とでまちづくり全体を話し合っていて、空家対策をどうするかだとか、それから教育についてどうするかとかそういうことを話し合いますが、私そのときに一番びっくりしたのが、NECって会社が地域貢献をするということで、プロボノってクラブが立ち上げて、NECの社員が2020年度から310人の社員が地域貢献のためにいろいろ手助けしてくれるらしいんです。しかもICTによる地域貢献。でもそれはボランティアだからそんなに高いお金をいただくのではなくて、高校生のアイデアを活用していきましょって、そういう仕組みがあるんです。それでビジネスデザインやエンジニアリングとか、そういうスキルを持った社員の人いろいろな高校生のアイデアを地域デザイン講座みたいな感じで、その高校生が空家で勉強できるスペースにしてほしいとしたときに、じゃあその管理は誰するのとか、こういうのを運営するときどうするのというところから、NECの人がこういう方法があるとか、これについてもっと研究してとか、あと観光についても産業振興についてもいくつかのグループに分かれて話し合っていて、そこに職員も行政の職員もNECの職員も高校生も一緒になって話合っていくという取り組みがあって、それは高校生の取組のまちづくりの中でいろんな賞をもらったそうなんですが、私なんかこういう民間業者がこんなふうに手助けしてくれるってすごくいいことだと思って、ですから新幹線のことについて、意見交換はもちろん大事ですが、まちづくり全体に関して、こういう外の人のまた専門家の意見を参考にしながら、一緒に取り組むのはすごく大事だと思うんですね、昨日町長も民間会社を訪問しているってどこかでお話があったと思うんですが、是非NECに限りませんが、そういうところがきっとあると思うんです。さっきのおむつにしても、ほかのおむつ製造していないところでもそういうことにはお金を払いますってあったんですね。ですからそんな

のをどんどん調べると、行政とともにやるということでいっぱい応援してくれるので、是非研究して、高校生もいきいき頑張れるように、そして空家対策や産業に対して、そういうことは自分が高校のときにやったというのがあると本当に八雲町大好きになると思うので、そういう取り組みを検討してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このNECは初めて聞かせていただきました。大変興味深く聞いていました。今ですね、熊石地域はですね、リングローだとか本当にまちづくりやそういうのでごく地域の人達とやっています。さらに熊石は高校生ではありませんが、熊石の若い人達と色々な議論を交わしながら、来年から移住・定住もやはり東京の方々といろんな話をするとも来ると、そんな話も聞いていますので、今NECはちょっといい話だと思いますので、一度情報を得ながら一回訪問して聞いてみたいと思っています。さらに先ほどから言っているとおり、私も民間会社に行くのは大好きなので、いろんな会社にそういうアプローチはこれから積極的にやっていきたいと思っていますので、今、NECの話聞かせてもらったと思って進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） 町長はどんどん外に出て、収益を得る方法を考えていただいて、私たち町民はなるべく支出を抑える方法をいろんな本当にみんなで話し合っ知恵を集めてやっていくことで多少人口が減ろうが元気は維持できると思うんですね、そして自分の力がこういうかたちで残ったということは町を愛する力になると思うので、是非、お互いに情報共有しながら取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。質問を終わります。

○議長（千葉 隆君） 以上で、赤井睦美さんの質問は終わりました。

これをもって通告の質問は全部終わりました。一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。13時5分に再開いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時05分

### ◎ 日程第3 議案第1号 議案第2号

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案第1号 八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、関連がございますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは議案第1号及び議案第2号につきましては、一括してご説明させていただきます。議案書1ページ、それから概要説明書の3ページになります。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、地方公務員について、国家公務員同様に定年を段階的に引き上げるなどの所要の措置を講ずる法改正が行われ、その定年等を条例で定めている八雲町職員についても、国家公務員に準じた制度を構築する必要があるため、改正を行うものでございます。

まず、定年延長に関する制度概略等についてご説明申し上げます。概要説明書3ページをお願いいたします。

一つ目（1）定年引き上げの目的でございますが、少子高齢化、生産年齢人口が減少する日本において、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要なことから定年年齢を引き上げるものでございます。

次に（2）定年年齢引き上げのスケジュールでございます。令和5年度から2年に1歳、定年年齢を引き上げ、令和14年度定年退職から65歳定年となります。現在の60歳定年から10年で5歳定年を引き上げるというものでございます。

次に（3）役職定年制でございます。60歳に到達している職員のうち管理職員を降任させる制度であり、降任先は課長補佐職以下となります。管理職員でない課長補佐や係長は後任とはならないという内容でございます。

次に（4）特例任用についてでございます。職務の遂行上、特別の事情がある場合には、60歳以降も引き続き管理職で勤務させることができる制度でございます。

次に（5）定年前再任用短時間勤務制であります。職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ、定年年齢まで短時間勤務の職で再任用する制度でございます。

（6）60歳に到達した職員の給与水準でございます。60歳に到達した翌年度以降の給料月額、自身が受給していた給料の7割となる内容でございます。

以上が、定年延長に関する制度の概略でございます。

それでは、八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、同じく概要説明書でご説明申し上げます。

3ページ下段の1第1条の改正でございます。改正された地方公務員法の定年延長に関する事項について、適応する条文の追加習性でございます。

概要説明書4ページをお願いいたします。2第3条の改正は、定年年齢の改正であり、定年年齢を現状の60歳から65歳に引き上げる改正であります。なお、病院に勤務する医師の定年年齢は、現行の65歳からの変更はございません。

3第4条第1項から第4項の改正は、議案書でいきますと1ページから3ページでございますが、定年年齢到達後の勤務延長に関する規定の改正であり、現行の定年後の勤務延

長に関する規定に、本条例改正後の第9条で規定している管理監督職への任用の制限の特例に関する規定の関連事項の追加及びその他の文言の整理でございます。

4第5条の改正は、議案書3ページで、定年に関する事務に関し、適切な方策を実施しなければならないことによる文言の整理であります。

5第6条の改正は、管理監督職の上限年齢の対象となる職種を定める改正で、冒頭でご説明いたしました、役職定年制の対象となる職種を定める規定の改正であり、対象職種は、管理職員手当を受給している職を対象としております。ただし医師の管理職員は対象としてはおりません。役場内では、課長、室長、参事職を対象としております。

6第7条の改正は、管理監督職勤務の上限年齢を定める改正であり、役職定年の上限年齢を60年と定める規定の改正であります。

7第8条の改正は、議案書3ページから4ページで、役職定年を実施するにあたり、管理職員を降任する場合の任命権者が遵守しなければならない基準の改正であり、概要説明書、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

8第9条第1項から第4項の改正は、議案書4ページから7ページで、管理監督職の任用の制限の特例に関する規定の改正であり、60歳を超えても役職定年をさせず、概要説明書では5ページ上段の(1)から(3)に該当する場合には、60歳を超えても管理職員のまま勤務させることができる規定であります。

第2項は、特例任用する場合の延長期間3年を定める規定であり、第3項は、特定管理監督職群について、特例任用する場合の規定で、第4項は、第1項及び第2項による特例任用と第3項による特例任用を接続させる規定であります。

9第10条の改正は、議案書7ページで、職員の同意に係る規定の改正であり、特例任用により職員を管理監督職のまま引き続き勤務させる場合には、職員の同意を得なければならない規定であります。

10第11条の改正は、議案書7ページで、延長事由が消滅した場合の規定の改正であり、特例任用により、職員を引き続き管理監督職のまま勤務させた場合に、その勤務させた事由が消滅したときは降任をする規定であります。

11第12条～第13条の改正は、議案書7ページから8ページで、定年前再任用短時間勤務職員の規定の改正であり、60歳以上の退職者を定年年齢まで、再任用短時間勤務職員として採用できる規定であります。

12第14条の改正は、議案書8ページで、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める規定でございます。

6ページをお願いいたします。

13附則第4項の改正は、定年年齢に関する経過措置規定の追加で、定年年齢は、本条例第3条の規定により、65歳となりますが、改正前の定年年齢60歳から令和5年4月1日以後、2年に1歳引き上げとなる規定であり、これにより、令和13年4月1日から定年年齢が65歳となります。実際に65歳で定年を迎える職員は、令和15年3月31日定年退職となります。

14 附則第5項の改正は、議案書9ページで、医師の定年年齢に関する措置の追加で、医師の定年年齢は65歳のままとすることから、先ほど説明いたしました附則第4項による経過措置を適用しない規定であります。

15 附則第6項の改正は、情報の提供、意思の確認規定の追加であり、任命権者が、職員が60歳に達する前年度に60歳以降の給与措置の内容の情報提供を行うとともに、勤務意思の確認に努める規定であります。

16 別表の改正は、議案書10ページで、本条例第6条において、役職定年の対象外となる医師が勤務する施設を定めるための追加であります。

17 附則第1条では、施行期日を令和5年4月1日としております。ただし、後段で説明いたします附則第11条の規定については、公布の日から施行するものとしております。

18 附則第2条第1項から第3項は、勤務延長に関する経過措置規定で、本条例改正前後の勤務延長の任用について定めるものであり、第1項から第3項の内容は、記載のとおりであります。

19 第3条第1項から第5項は、議案書11ページから12ページで、現行の再任用制度が廃止されることによる経過措置規定で、定年が段階的に引き上げられる中で、定年退職後、65歳まで暫定再任用フルタイムとして採用できる規定であります。現在の再任用制度は60歳以降、65歳まで勤務することができる制度でありましたが、この経過措置規定により、同様に段階的に引き上げられる定年退職後、65歳まで勤務できるものとなります。

第1項から第5項までの暫定再任用職員として採用できる場合などの規定の内容は、記載のとおりでございます。

20 附則第4条第1項から第3項は、議案書12ページで、一部事務組合を退職した職員を、任命権者が暫定再任用フルタイムで採用できる規定であり、第1項から第3項までの規定の内容は、記載のとおりでございます。

21 附則第5条第1項から第3項は、議案書12ページから13ページで、暫定再任用短時間勤務に関する経過措置規定で、附則第3条第1項から第5項で、ご説明をいたしました暫定再任用フルタイムで採用できる場合と同様に、暫定再任用短時間勤務の職員も、65歳まで勤務することができる規定であり、第1項から第3項までの規定の内容は、記載のとおりであります。

22 附則第6条第1項から第3項は、議案書13ページから14ページで、先ほどご説明いたしました、附則第4条第1項から第3項の一部事務組合から暫定再任用フルタイムで採用できる場合と同様に、暫定再任用短時間勤務の職員も、65歳まで勤務することができる規定であり、第1項から第3項までの規定の内容は、記載のとおりであります。

概要説明書8ページをお願いいたします。

23 附則第7条第1項から第2項は、議案書14ページで、地方公務員法改正法附則第8条第3項において、施行日後に新たに設置された職及び年齢について条例で定めることで、暫定再任用職員から常勤職員への任用替えができない旨の規定を受けて、条例規定するものがございます。



24 附則第8条第1項から第2項は、地方公務員法改正法附則第8条第4項において、施行日後に新たに設置された職及び年齢について条例で定めることで、暫定再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員への任用替えができない旨の規定を受けて、条例規定するものであります。

25 附則第9条第1項から第3項は、議案書14ページから15ページで、地方公務員法改正法附則第8条第5項において、基準日後に新たに設置された職等を条例で定めることで、暫定再任用職員について、定年年齢の段階的な引き上げ時においても、暫定再任用職員の任用方法を適用させるため、条例規定するものであります。

26 附則第10条は、議案書15ページで、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置規定で、定年前再任用短時間勤務職員に関する任用について、制度上できない任用方法を定めるものであります。

27 附則第11条は、60歳に到達する職員への情報提供及び意思確認については、60歳に到達する前年度に実施することになっておりますが、施行後の令和5年度に60歳に到達する職員は、施行日前の令和4年度に情報提供を行う必要があるため、改正法附則第2条第3項を受けて、条例で60歳と規定することで、令和4年度に情報提供等を行なおうとするものであります。

なお、附則第1条の施行期日で申し上げましたが、この附則第11条の施行期日は、公布の日としております。

以上、議案第1号八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。提案説明とさせていただきます。

引き続き、関連がございますので、議案第2号の提案説明をさせていただきます。

本条例は、ただいまご説明申し上げました、八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例とともに、定年延長制度等に関連して、9つの条例を改廃しようとするものでございます。

同じく概要説明書によりご説明いたします。概要説明書9ページ及び議案書16ページになります。

1 第1条公益法人等への八雲町職員の派遣等に関する条例の一部改正は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律で、公益法人等に派遣できない職員を条例で定めることになっており、60歳以降に管理職で引き続き勤務している職員を本条例で定め、派遣対象としない改正でございます。

2 第2条人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴い、地方公務員法の引用条項を整理するものでございます。

3 第3条職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正は、議案書17ページで、職員の懲戒処分にあたって、減給する手続きを明確化するための改正であります。

4 第4条八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、議案書17ページから19ページで、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う文

言の整理であります。

5 第5条八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、議案書19ページから20ページで、育児休業及び育児短時間勤務ができない職員を定める規定に、引き続き管理職員として特例任用している職員を含める改正であります。

6 第6条八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正は、議案書20ページから29ページで、第4条の2の改正及び第4条の3の廃止は、現行の再任用職員の給料月額の規定を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を新設することに伴う改正でございます。

第4条の4の繰り上げ改正は、議案書20ページから21ページで、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴い、第4条の4を第4条の3に繰り上げ、その他文言の整理を行う改正であります。

第5条第1項、第3項及び第11条第1項、第2項第1号の改正は、議案書21ページから22ページで、現状に沿った表現で規定を整理するもので、内容には変更はございません。

第11条第2項第2号の改正は、議案書22ページから23ページで、毎日勤務しない定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当の算出規定の追加及び、それに伴う条文の整理を行う改正で、通勤手当制度の改正を伴うものではありません。

第12条第1項から第5項、第16条第2項から第3項、第17条第1項から第2項、第24条の改正は、議案書23ページから25ページで、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う文言の整理であります。

概要説明書10ページをお願いいたします。

附則第24項は、議案書25ページから26ページで、60歳に到達した職員の次年度の給料は7割支給とする規定の追加であります。

附則第25項第1号から第4号は、議案書26ページで、給料7割支給の対象外となる職種の規定で、対象職種は(1)から(4)に記載のとおりであります。

附則第26項は、議案書26ページから27ページで、給料7割支給に関し、管理職員から降任した職員の降格に関する調整措置規定の追加であります。

附則第27項は、議案書27ページで、給料7割支給に関し、給料表の上位の級から下位の級へ降格した場合の調整措置規定の追加であります。

附則第27項は、給料7割支給に関し、附則第24項により給料を7割支給している職員との権衡上、必要がある場合の調整措置規定の追加であります。

附則第29項は、議案書27ページから28ページで、給料7割支給に関し、任用の事情を考慮し、附則第24項により給料を7割支給している職員との権衡上、必要がある場合の調整措置規定の追加であります。

附則第30項は、議案書28ページで、給料7割支給に関し、必要な事項は規則で定める規定の追加であります。

附則第31項は、育児短時間勤務職員の給料7割支給に関し、その勤務時間に応じた支給とする規定の追加であります。

別表第1及び第2は、議案書28ページから29ページで、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う文言の整理であります。

7 第7条企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、議案書29ページから30ページで、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の新設に伴う文言の整理であります。

8 第8条職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正は、議案書30ページで、第1条の改正は、給料7割支給が規定されたことによる文言の整理であります。

次に、附則第3項の改正は、地方公務員法において、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないことを受けて、給料7割支給を条例で定める降給事由として位置付けるための追加であります。

次に、附則第4項の改正は、給料月額の変動に関する手続きを規則で定める規定の追加であります。

概要説明書11ページをお願いいたします。

9 第9条八雲町職員の再任用に関する条例の廃止は、定年延長により、65歳までの現行の再任用制度が不要となるため廃止するものであります。ただし、定年年齢が段階的に引き上げられるまでは、経過措置で暫定再任用制度として存続するものであります。

10 附則第1条は、施行期日を、令和5年4月1日とするものであります。

11 附則第2条第1項各号は、議案書31ページで、この附則における用語の意味を規定したものであります。

12 附則第3条は、暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、勤務時間条例を適用する規定であります。

13 附則第4条第1項は、暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員の基準にてらし、給料を決定する規定であります。

14 附則第4条第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員について、その勤務時間に応じた給料を支払う規定であります。

15 附則第4条第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料の決定に関する規定であります。

16 附則第4条第4項は、暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、時間外勤務手当を支給する規定であります。

17 附則第4条第5項は、暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、期末手当を支給する規定であります。

概要説明書12ページをお願いいたします。

18 附則第4条第6項は、議案書31ページから32ページで、暫定再任用職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして勤勉手当を支給する規定であります。

19 附則第4条第7項は、議案書32ページで、扶養手当などの各種手当を、現行と同様に暫定再任用職員に適用しない規定であります。

20 附則第4条第8項は、給料7割支給について、施行日前に勤務延長した職員には適用

しない規定であります。

21 附則第5条は、扶養手当などの各種手当を、現行と同様に企業職員の暫定再任用職員に適用しない規定であります。

以上、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 概要説明3ページの（4）特例任用についてですけれども、4ページの最下段の8にも関わるところですが、この特例任用がですね、私はなんか当たり前になっていく気がするんですけれども、最長3年まで延長できるということですが、特例なのでこれが常時利用されるということがないようにしてもらいたいと思いますけれども、そういう意識はございますか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今の特例任用の関係でございますが、現時点で特例任用についてですね、この職種は定年延長してまた働いてもらうというですね、今そういったことは考えていません。ただ、制度の内容として国家公務員もそうですが、例えばプロジェクト系みたいな仕事、その人じゃないとあとの若手の育成ができないような場合ですとか、本当に特例的な部分は想定できるんですけれども、今の八雲町職員の中の職種の中で特例任用は考えづらいと思っております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 管理職を育てるという観点からもですね、今言ったようなことであればあまりそういう特例任用というのがない、なさそうだというふうに思いますけれども、なるべくないようにこの条例を活用していただきたいと思います。

それと、5ページ気になるのが、10番の第11条ですけれども、特例任用により職員を引き続き管理監督職のまま勤務させた場合に、その勤務させた事由が消滅したときは、降任等をする規定の追加となっておりますが、これは管理監督職というものの代わりの方が見つかった場合を指すのかなと解釈しているんですけれども、この降任等をする場合、それは直ちに行われるのか、それとも区切りの良い時期にしようとするものなのか、それともケースバイケースなのか、その辺をお伺いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 仮に特例任用をする職があった場合に、特例任用して最大3年までとなっておりますので、1年毎の更新になりますから、そこは1年で切ると。そし

たらまた降格すると考えております。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 直ちにじゃなくて良かったと思います。直ちにだとあまりにもひどすぎるなと思いますので。

あと3ページの（6）番です。60歳に到達した翌年度以降の給料月額が原則7割になるということで、これまで勤めていた給料の3割も減になってしまうというのが、私にしてみたらひどいかなと思うんですね。国の法律に準じなければならぬって規定があるんでしょうけれども、総務経済常任委員会傍聴してましたら、やはり仕事の対価としてどうなのかという意見もありまして、もしかしたらちょっと国とは違う内容が出てくるのではないかと期待しましたが、やはり同じ内容で出てきたということで、この7割に削減してしまうということで、そのまま人材不足の折、役職として残る人がどれだけいるのかが疑問なんですけど、そのような不安は抱かれないのでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 制度は始まっていませんのでちょっと想定でしかものは言えませんが、確かに7割支給となれば、モチベーションというかそういったものもあるでしょうし、ただ今まで勤務してきて経験してきて、そういった知識なり経験や技術を後任の下の方に継承していくというような仕事であるとか、その仕事の内容もこれからいろいろ考えていかなければならないんですけれども、そういったモチベーションと仕事の度合いというんですかね、そういったものは考えていかなければいけないと思います。ただ、国のほうも制度定年延長 65歳までと段階的に引き上げますが、一応制度完成したときに、もう一回制度を見直すような、検討するとなっていますので、その辺でまたどうなっていくかという問題もあると思います。うちの場合も来年からこの条例適用してやっついこうとしているんですが、実際は令和6年の3月31日に定年退職する方から61歳に定年が上がるということで、令和5年度中にそういった仕事ですとか、そういったどこに配置したらいいんだということも考えていかなければならないと思うんですね、ですからその辺のバランスも今後見ながら考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） すみません、ちょっと上着脱がせてもらいます。

私も総務常任委員会でいろいろ疑問点を聞いてきたんですが、本会議でもちょっと疑問が消えないんです。国の制度を準じて7割支給の分を入れたと思うんですが、国と地方で決定的に違うのはですね、やはり採用難ということで下の世代が潤沢に下からの圧力がないのが僕は地方だと思っています。だからこの部分も国のように一時期国家公務員の政治家の言いなりになるのが嫌で減ってきたというニュースも流れていますが、相変わらず国

と地方では公務員を目指す人材の圧力が違うと思いますから、そのまま受け入れては、まだまだ管理職で頑張ってもらいたい人が、時代は65歳定年というものがきているのに、今年この法改正をするので、令和6年度からということに実質1年ずつ伸びていくということですが、なぜ去年じゃなかったのか、なぜ一昨年やらなかったのか、ということをお前は地方だからこそそういうふうには考えないといけなかったのかなと思うんですね。だからこの過渡期のために長々と法改正して、結局、この過渡期の時代の人達だけが7割規定であおりを食うと。55歳定年制っていうのがあったはずですよ。そのとき総務常任委員会でも聞いたら私はそんな記憶がありませんって若い職員が答えましたが、調べたら僕にとってはまさしくついこの間の1998年までは、1998年から60歳定年というのが一般的になったというのがウィキペディアで調べられたんですけども、それくらいついこの間まで、55歳定年制から60歳定年制に移行してきた歴史がちゃんとあったんですけども、そのときも、これ多分で申し訳ないと思うんですけども、過渡期の世代はあおりを受けてたと思うんですよ。どうでしょう、すばっと65歳定年って規定しちゃって、この過渡期のいろいろ7割支給だとか1年毎延びるといふのを八雲町ではやめて、人材の確保を図ることにはならないものではないでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 確かに三澤議員がおっしゃるとおりですね、55歳から60歳に定年が伸びたということも、ちょっと私もいつというのは分からなかったんですけども、確かに65歳定年を段階的に上げてその間過渡期ということで、一気に65歳までということなんですけれども、確かに法に基づいて条例規定ですので、その枠を飛び越えてですね、地方公務員法を飛び越えてうちの条例で規定するということが不可能なことです。その辺はお気持ちは分かるんですけども、致し方ない部分もありますので、ご理解いただけないかなと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 常任委員会でも今、思い出したら確かに法律上上位法があるので逆らえないということでしたが、第10条に職員の同意を得なければいけないという規定がありますから、延長すんなり伸ばしたと。65歳にストレートに伸ばしたとしても、本人が長く管理職をやったので、もうそろそろって人生設計を考えていたというならば対応できるわけですし、逆にまだまだ俺の後任は育ってないんだと、俺がいなければここは成り立たないってやる気に満ちた管理職は引き続き留まっていられる形になるわけですから、特に残念に思うのは、今年本当にまだまだ管理職で頑張ってもらいたいなって、去年ちょっと少なかったから僕印象が、少なかったかいなかったのかな、いないことはない、いたんだ。その前はもっと極端に少なかったかもしれないけれども、今年多くの定年者がいて、まだまだ頑張れるのになって自分同じ歳ですからついついそう思うんですけども、なぜ今からなんだって本当に悔しい思いがあるんですね、本当に佐藤さんは若い人材

が育つ上で、速やかに上のほうはいないほうが良いという質問だったのかなと思うんですけども、この今いろいろ難局を乗り越えようとしている岩村丸の航行にあたってまだまだ頑張れる職員がいるのに、こういう段階的な延長しかできないというのは非常にもったいないと思うんですけども、再度伺います。地方ならではと、地方分権一括法からいったら地方と国は対等だという背景がありますので、7割規定は外してですね、やる気のある、そして選ぶほうとしてもお眼鏡にかなった定年対象者が引き続き残れるような法改正にしてこそ意味があると思うんですが、いかがなものでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、全く私も同じような思いをしています。ただ、何と言っても国に従わなければならないという部分もありますので、ただですね、今まで過渡期というんですか、そういう時期といいますか、その前、本当に再雇用でもっともっと安いお金でずっと来た人もいますね。そう考えたら7割というのはいいんじゃないかと少し思いながら、ただ、できる人材とできない人材ってことを分けるといっても大変難しい問題がありますので、とりあえずって言葉は悪いですけども、まずは今の国の方針に則ってやってみるということをやりながら、もしそれで不都合なことがあればですね、私も思いっきり国に逆らいたいという思いもありますので、今回だけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なしという声あり」）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第6号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第6号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議案第6号、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関

する条例及び八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。議案書 46 ページ をお開き願います。

この度の改正は、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を 1 % 程度、月額 4 千円引き上げる措置が令和 4 年 9 月まで実施されておりましたが、10 月以降につきましては、同閣議決定に基づき、収入を 3 % 程度の月額 1 万 2,000 円相当引き上げるための措置として、診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されたことに伴い、八雲総合病院に勤務する医療従事者等を対象とした処遇改善を実施するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

本処遇改善につきましては、看護職員を対象とした制度となっておりますが、医療機関の判断により、医療サービスを患者に直接提供する職員の賃金改善にも充当することが可能とされていることから、支給範囲を拡大し、処遇改善を図るものであります。

第 1 条八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、第 2 条特殊勤務手当の種類に、医療従事者等処遇改善手当を追加し、第 17 条において、支給区分等を整理するものであります。

支給対象職員は助産師、看護師及び准看護師に対しては、月額 9 千円、それ以外の職員に対しては月額 3 千円を支給するものであります。事務局に所属する職員のうち行政職給料表を適用する職員、具体的には庶務課、医事課、地域医療連携課に所属する正規一般事務職員及び院内保育所正規職員、並びに医師は支給対象外とするものであります。

また、以降の改正は、当該手当が追加されることに伴い、条項を繰り下げるものでございます。

次に、第 2 条八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

第 18 条パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬の改正は、先ほど、説明いたしました「八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」において、医療従事者等処遇改善手当を追加したことにより、適用条項のズレに伴う条文の整理であります。

議案書 47 ページ をお開き願います。

改正条例の附則においては、本条例の施行期日を公布の日とすること、改正内容を令和 4 年 10 月 1 日から適用することを規定するものであります。

以上で、議案第 6 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 医療職に関する処遇改善は大歓迎ですが、入院患者の診療報酬に関わってくるということでもあります。この処遇改善の予測総額はおいくらになっているのでしょうか。



○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 処遇改善の想定される金額ということでございますが、現在診療報酬では月額約 230 万円ほどを見込んでございます。この 230 万円を上回る処遇改善をしなければ制度上認められないという制度設計になっておりますので、約 230 万円を超える額になると思います。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 国のやり方もどうかと思うんですけども、その職種以外を見て処遇改善したというのは英断だったと思うんですが、やはり更なる処遇改善も必要になってくると思います。その月額 230 万円を超えるということでございますけれども、それが入院患者の負担になってくるというのは間違いないわけですよね。それでその診療報酬というのでなければできないのかもしれませんが、やはり今回英断されたように、一般会計というか病院会計に充てる部分での処遇改善は考えられないものでしょうか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 手当の考え方でございますけれども、あくまでも国の制度に則った中での処遇改善ということで考えてございます。確かに患者さんの負担増、これがあるのは事実かと思えます。しかしながらこの制度の目的、趣旨を踏まえまして実施させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○8 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8 番（三澤公雄君） 僕は今佐藤さんの質問を聞いていて、佐藤さんが勘違いしていると思ったんですけども、今の答弁を聞いたらあれって思ったんですけども、処遇改善のために新たに 230 万相当の点数を患者さんに負担してもらおうということなの。僕は診療報酬としてあるものから月額 230 万相当の金額を処遇改善に向けたら何か加算がもらえるのかなというふうに解釈してたんですけども、ちょっとそれ患者さんの負担として 230 万円の処遇改善の原資は患者さんの負担になるということなの、違うしょ。もうちょっとその辺のところ、佐藤さんの質問に対して分かりやすい答弁をしてもらえたらいいなと思えます。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） その手当の財源の問題かと思えますけれども、今議員がおっしゃったとおり、患者負担、それを財源として処遇改善、手当に充てるという内容になってございます。月額で 230 万円ほどの診療収入になりますので、具体的にいいますと、入院患者さん一人一日当たり 390 円の負担になります。

1割負担ですと当然39円、3割負担の方もいらっしゃると思いますので140円ほどになる方もいらっしゃると思いますが、その財源を持って基本的には看護師というふうになってございますが、支給範囲を拡大しまして、処遇改善をしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第5 議案第7号

○議長（千葉 隆君） 日程第5、議案第7号 八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第7号八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書48ページをお願いいたします。

本件は、本年3月31日をもって地方独立行政法人 北海道立総合研究機構水産研究本部 さけます・内水面水産試験場道南支場が廃止されたことに伴い、町が指定する寄附金税額控除の対象団体を変更するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容は、条例第34条の7第1項第1号口の規定の削除、また、これに併せ、別表第1中寄附金の区分の議案書49ページに移りますが、第34条の7第1項第1号口に掲げる寄附金欄とその控除対象寄附金について削除しようとするものであります。

納税義務者が地方独立行政法人を含む特定公益増進法人やNPO法人等に対して寄附金を支出した場合の寄附金税額控除については、その合計額が2千円を超え、町が条例で指定した寄附金であれば、超えた金額の6%を町民税から控除する制度でございます。

また、改正条例中第34条の7第1項第1号口に掲げる寄附金とは、所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金で、所得税の控除対象寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして町が規定していたものであります。

この度、熊石鮎川町のさけます・内水面水産試験場道南支場の廃止により、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が八雲町内に事業所等を有する団体ではなくなったことから改正が生じたものであります。

附則として施行期日を令和5年1月1日から、また経過措置として、令和5年度分までの個人町民税については、寄附金税額控除の対象団体を従前のままとし、令和6年度以後の個人町民税から本改正を適用するものであります。

以上で、議案第7号八雲町税条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 議案第8号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、議案第8号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 議案第8号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書 50 ページをお開き願います。

本条例は、町営住宅の施設内容などが条例による規定事項であるため、新たに整備した出雲町D団地2棟6戸及び駐車場の使用開始にともなう施設の設置について、規定を改正しようとするものであります。

改正は、条例第3条住宅等の設置で規定する別表第1の改正であり、その内容は、議案の別表第1の太枠部分の追加であり、団地名は出雲町D団地、建設年度は令和4年度、位置は出雲町 60 番地 31、構造及び棟数は木造平屋建て2棟6戸、1戸当たりの延面積は1LDK48.14㎡、2LDK65.33㎡、備考として1LDK1棟4戸、2LDK1棟2戸の合計2棟6戸を追加しようとするものであります。

次に、条例第63条駐車場使用料で規定する別表第3の改正であり、その内容は、議案の別表第3の太枠部分の追加であり、駐車場の名称は出雲町D団地駐車場、月額使用料は、現在、有する駐車場に準拠し1,350円とし、これを追加しようとするものであります。

附則として、この改正条例の施行期日を公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第8号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第7 議案第12号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第12号 令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（佐藤英彦君） 議案第12号令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算第2号債務負担行為の補正についてご説明いたします。

議案書84ページをお開きください。第1表、債務負担行為の補正は、公共下水道下水処理場改築更新事業の限度額3億6,400万円を1,100万円減額し、3億5,300万円に、同じく特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業の限度額1億5千万円を1,100万円増額し1億6,100万円にしようとするものであります。

理由といたしましては、公共下水道下水処理場改築更新事業並びに特定環境保全公共下水道処理場改築更新事業は日本下水道事業団と一括で協定を締結しており、八雲下水浄化センターと熊石浄化センター全体で緊急性や重要度を勘案し優先順位を検討した結果であります。それぞれの限度額が増減するものの、全体の限度額としましては増減なしとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第12号、令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算第2号についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 散会宣告

○議長(千葉 隆君) 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

12月12日は総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会を開催するため、休会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

本日は、これをもって散会いたします。次の会議は、12月13日、午前10時の開議を予定いたします。

[散会 14時07分]